

週休2日確保工事の実施について

令和8年1月13日

遊佐町役場総務課

このたび、建設業の働き方改革を推進するため、令和8年4月から週休2日確保工事を実施します。

1 週休2日確保工事とは

現場において、週休2日（対象期間※1において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態）が確保されることを前提とした工期を設定し、週休2日の確保に当たって必要となる費用を経費として計上し発注する工事。

本町では、4週8休以上での実施を原則（発注者指定型※2）とするが、結果として4週8休未満の実施となった場合、実施に応じて週休2日確保のために計上した経費を変更します。その場合であっても工事成績評定の減点は行いません。

※1 対象期間：受注者が設定する施工開始日から施工終了日までの期間

※2 発注者指定型：発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注形式

2 実施内容について

(1) 運用について

「山形県週休2日確保工事实施要領」（各事務を所管する県関係部局の実施要領）を準用します。

※別添「県土整備部週休2日確保工事实施要領」「営繕工事における週休2日確保実施要領」「農林水産部週休2日確保工事实施要領」参照

(2) 対象工事について

本町が発注する全ての工事を対象とします。ただし、災害復旧等緊急を要する工事は除きます。

(3) 適用について

令和8年4月1日以降に契約する工事から適用します。